

**新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う
第 33 回西日本医科学生オーケストラフェスティバル中止基準の設定に関して**

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を踏まえ、参加学生の安全に配慮し、参加学生の感染予防と国内の感染拡大防止を図るため、第 33 回西日本医科学生オーケストラフェスティバル（以下西オケ）の中止基準とその理由を次のとおり定めます。
※本基準は、新型コロナウイルスの感染拡大状況によって、変更する場合があります。

①2 月実施の主管大学学生委員会にて、西オケ開催が許可されなかった場合

- ・主管大学の許可が必要であるため。

②3 月 1 日時点で、静岡県において、「緊急事態宣言」が発令、浜松市において、「まん延防止等重点措置」が適用、ならびに同様の宣言が発令されている場合

- ・参加者の居住地域条件に関しては別添(新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う第 33 回西日本医科学生オーケストラフェスティバル参加基準の設定に関して)のとおりである。

③3 月 1 日から開催日まで、静岡県において、「緊急事態宣言」が発令、浜松市において、「まん延防止等重点措置」が適用、ならびに同様の宣言が発令された場合

- ・本番までの期間において、開催可否の判断を行うため。

④開催日 2 週間前から開催日当日までに、主管大学の学生の新型コロナウイルス感染が確認された場合、もしくは実行委員が濃厚接触者と認められた場合

- ・実行委員が濃厚接触者となる可能性が考えられるため。
- ・合宿前に実施予定の PCR 検査において、実行委員の陽性が確認された場合も同様とする。

⑤主管大学にて、県外大学等との対外試合等の中止が要請された場合

- ・主管大学の規制により、演奏会開催が不可能であるため。

⑥政府、県、自治体等より、イベント中止要請が出された場合

- ・所属の県、自治体等からの要請に応じる必要があるため。

⑦エントリー数が十分に集まらない、又はエントリー者が参加条件を満たせなくなったこ

とにより演奏会参加可能者数が減少し、開催できないと実行委員長・パートリーダーが判断した場合

・開催日前の PCR 検査の結果により、演奏会参加者が減少し、開催が不可能になった場合も同様とする。

⑧その他、実行委員長により中止がやむを得ないと判断された場合